

令和5年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）
「通所リハビリテーション（介護予防含む）」

2 人員基準等の留意点について

高崎市 福祉部長寿社会課

1

2-1 人員に関する基準

（1）医師

資格要件 医師

配置基準 • 専任の常勤医師を1人以上配置

※併設本体施設等（病院、診療所、老健、医療院及び老健または医療院に併設する病院等）の医師業務との兼務は可

※本体施設が診療所であって、利用者数が同時に10人以下の場合は、a) 専任の医師が勤務し、b) 利用者数は医師1人に対し48人以内であること

2

(2) 理学療法士等、看護職員、介護職員

- 資格要件
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
 - ・看護師、准看護師
 - ・（認知症介護基礎研修）

配置基準 イ 単位ごとに利用者数10人以下のは、サービス提供時間を通じて1以上、利用者数が10人を超える場合は、サービス提供時間を通じて利用者数を10で除した数以上の配置が必要。

（本体施設が病院又は老健の場合）

イの人員のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上。

（本体施設が診療所の場合）

イの人員のうち理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は経験を有する看護師を常勤換算方法で0.1以上の配置。

※経験を有する看護師とは、以下の施設に1年以上従事した経験を有する看護師

- ・診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等
- ・介護保険法に定める（介護予防）通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った（介護予防）通所リハビリテーション事業所
- ・「厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数」に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設

3

(3) 管理者

- ・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に必要な管理の代行をさせることができる。

4

(4) 指摘の多い事例

- ・勤務表で、理学療法士等の常勤／非常勤の別、管理者との兼務関係が明確になっていない
- ・処遇改善加算の算定にあたり、計画書等の改善内容をすべての介護職員等に周知した事実が確認できない

5

2 介護給付費算定に係る届出について

(1) 事業所規模別報酬区分（通所リハビリ）

前年度の1月当たりの平均利用延人員数により、当該年度に算定すべき通所リハビリテーション費の報酬区分を決定する。

- ・通常規模型：750人以内の事業所
- ・大規模型Ⅰ：750人を超える900人以内の事業所
- ・大規模型Ⅱ：900人を超える事業所

前年度の平均利用延人員数の計算方法

①前年度の実績が6月以上ある事業所 → 前年度4月～2月の利用者数に利用時間に応じた割合を乗じた数 ÷ 11

②前年度の実績が6月に満たない事業所 → 利用定員 × 0.9 × 1月当たりの営業日数

③前年度の実績が6月以上ある事業所が、年度が変わる際に定員を25%以上変更する場合
→ ②と同じ

※同一事業所で2単位以上の通所リハビリを提供する場合、全ての単位の利用者数を合算する。

※②③の場合を除き、年度途中で利用定員を変更しても、規模別報酬区分は変更しない。

届出について

- ・規模別報酬区分の変更がある場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に「規模別報酬区分計算表」を添付し、3月15日までに届出してください。
- ・確認の結果、規模別報酬区分の変更がない場合は、届出の必要はありません。ただし、規模別報酬区分計算表は必要に応じていつでも閲覧・確認できるよう、必ず5年間保管してください。

6

(2) 介護職員等処遇改善

○介護職員処遇改善加算

対象 介護職員のみ

算定要件 賃金改善の実施に加えて、以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境要件を満たすこと

- ・加算（Ⅰ）：キャリアパス要件①、②及び③を満たし、かつ職場環境等要件を満たす
- ・加算（Ⅱ）：キャリアパス要件①及び②を満たし、かつ職場環境等要件を満たす
- ・加算（Ⅲ）：キャリアパス要件①または②を満たし、かつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ②資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること
 - ③経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
- ※就業規則等の明確な書面で要件を整備し、全ての介護職員へ周知してください。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

7

○介護職員等特定処遇改善加算

対象 事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分

算定要件 賃金改善の実施に加えて、以下の要件を全て満たすこと

※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定する

- ・処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- ・処遇改善加算の職場等環境要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること
- ・グループ毎の平均賃金改善額が配分ルール（①>②かつ② \geq 2×③）を満たしていること
- ・①の職員のうち、1事業所につき1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること（法人一括で申請する場合はその人数 \geq 事業所数となること）

○介護職員等ベースアップ等加算

対象 介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める

算定要件 賃金改善の実施に加えて、以下の要件を全て満たすこと

- ・処遇改善（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- ・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2／3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用すること

※「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げ

8

○計画書の提出における留意点

- ・年度当初の計画書の提出期限は、高崎市ホームページで掲載するとともに、各事業所へメールで周知しますので、年度ごとに確認をお願いします。
(令和5年度の計画書の提出期限は令和5年4月17日)
- ・年度途中で新たに加算を取得する場合は、算定開始月の2ヶ月前の末日までに提出してください。
(10月1日算定開始の場合、8月末日までに計画書を提出)
- ・新たに加算を取得する事業所や、加算区分に変更がある事業所は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出も必要です。
- ・計画書の記載内容に変更が生じた場合は、変更届出書及び変更事由毎の提出書類をあわせて提出してください。
- ・計画書の内容を証明する根拠資料（就業規則、給与規定等）は事業所で適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出できるようお願いします。
- ・計画書は、指定権者ごとに届出が必要です。

○実績報告書の提出における留意点

- ・実績報告書の提出期限は、翌年度の7月末日です。
(令和4年度の実績報告書の提出期限は令和5年7月31日)
- ・実績報告書の内容を証明する根拠資料（加算額・給与支払額等の分かる資料）は事業所で適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出できるようお願いします。
- ・実績報告書は、指定権者ごとに届出が必要です。

9

3 その他の連絡事項

（1）変更届出書等の期日

- ・変更届出書は、変更後10日以内に提出してください。
※事業所の改修、区画変更、移転や定員の増加等の場合は、事前に長寿社会課にご相談いただき、変更の2週間前までに提出してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、加算を算定しようとする前月の15日までに提出してください。
※16日以降の届出は翌々月からの算定となります。
例： 7月15日までに届出 → 8月1日から加算の算定
7月16日以降に届出 → 9月1日から加算の算定
- ・届出の各種様式は、高崎市ホームページを参照ください。
高崎市ホームページ(<http://www.city.takasaki.gunma.jp/>)
ホーム>健康・福祉・教育>介護保険>各種届出・総合事業に関すること（事業者向け）
※各種届出・総合事業に関すること（事業者向け）に、各届出に係る書類を内容毎に分けて掲載しております

10

(2) 送迎時の安全確保について

介護サービス利用者の送迎時の安全確保については、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう御留意いただいているところですが、関係法令の遵守及び次の事項の一層の徹底を図るようお願いします。

- ・送迎に当たっては、交通事故の発生しやすい場所等を避け、できるだけ見通しのよい道路の走行を心がけること
- ・職員を対象とした交通安全に関する研修を実施すること
- ・運輸関係法令に基づく車両点検を確実に行うこと
- ・安全運転管理者の設置義務のある事業所については、運転業務の適切な管理を行うとともに、運転者が交通ルールを守り安全運転を行うよう指導すること

11

(3) 業務管理体制の整備に関する事項の届け出先について

令和3年4月から届け先の規定が変更となり、指定事業所が高崎市内のみにある事業者は、届け出先が高崎市となりました。

区分	届出先
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業所	厚生労働大臣
② 指定事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 指定事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※介護療養型医療施設を含む場合は除く	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、指定事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

12